

**三重県災害医療対応マニュアル  
(第1版)**

**平成22年4月  
三重県健康福祉部**

## 目 次

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>災害医療連携体制</b>                |  |
| 1 第1期 情報収集期（発災～6時間）            | 4  |
| 2 第2期 外部支援導入期（発災6時間～48時間）      | 5  |
| 3 第3期 避難所対策期（発災48時間～72時間）      | 6  |
| <br>                           |  |
| <b>第1期：情報収集期（発災～6時間）</b>       |  |
| 1 職員の配備                        | 7  |
| 2 災害医療本部・地方部の設置                | 8  |
| 3 医療施設等の被害状況・医療活動状況の収集・整理      | 9  |
| 4 災害派遣医療チーム（D.M.A.T.）の受入準備     | 10   |
| <br>                           |  |
| <b>第2期：外部支援導入期（発災6時間～48時間）</b> |  |
| 1 災害医療コーディネーターの配置              | 11   |
| 2 D.M.A.T.の受入・活動調整             | 11   |
| 3 域内患者搬送の調整                    | 12   |
| 4 域外患者搬送（広域医療搬送）の調整            | 12   |
| 5 医薬品等供給の準備                    | 14   |
| <br>                           |  |
| <b>第3期：避難所対策期（発災48時間～）</b>     |  |
| 1 医療救護班等の派遣                    | 14   |
| 2 医薬品等の確保・供給                   | 15   |
| 3 こころや体のケア対策                   | 15   |
| <br>                           |  |
| <b>資料：関係機関連絡先一覧表</b>           |  |
| (1) 医療関係団体                     | 17   |
| (2) 災害拠点病院                     | 17   |
| (3) 2次救急病院                     | 18   |
| (4) 消防本部                       | 18   |
| (5) 国の機関                       | 19   |
| (6) 保健所、災害対策本部                 | 19   |
| <br>                           |  |
| <b>関係マニュアル</b>                 | ・健康福祉部災害時初動マニュアル<br>・災害時の透析マニュアル<br>・災害時保健師活動マニュアル<br>・こころの健康危機管理マニュアル |

- ・災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル  
(災害等により毒物劇物の事故発生時のマニュアル)
- ・毒物及び劇物保有状況等データベースシステム情報取り扱いマニュアル
- ・毒物及び劇物健康危機管理実施マニュアル
- ・三重DMAT運営要綱
- ・三重DMAT運営計画

このマニュアルは平成22年4月1日より適用します。

なお、「災害時における医療救護マニュアル 改訂版(平成20年6月修正)」は同日をもって廃止します。

## 目的

本マニュアルは、大規模地震や大規模風水害等の災害発生時において、三重県健康福祉部が、市町、医療機関、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会及び日本赤十字社三重県支部等の関係機関と連携して実施する災害時の医療救護活動に関する基本的事項を定め、災害時における医療関係者の迅速かつ適切な連携と対応を図ることを目的とする。

## 本マニュアルの基本的な考え方

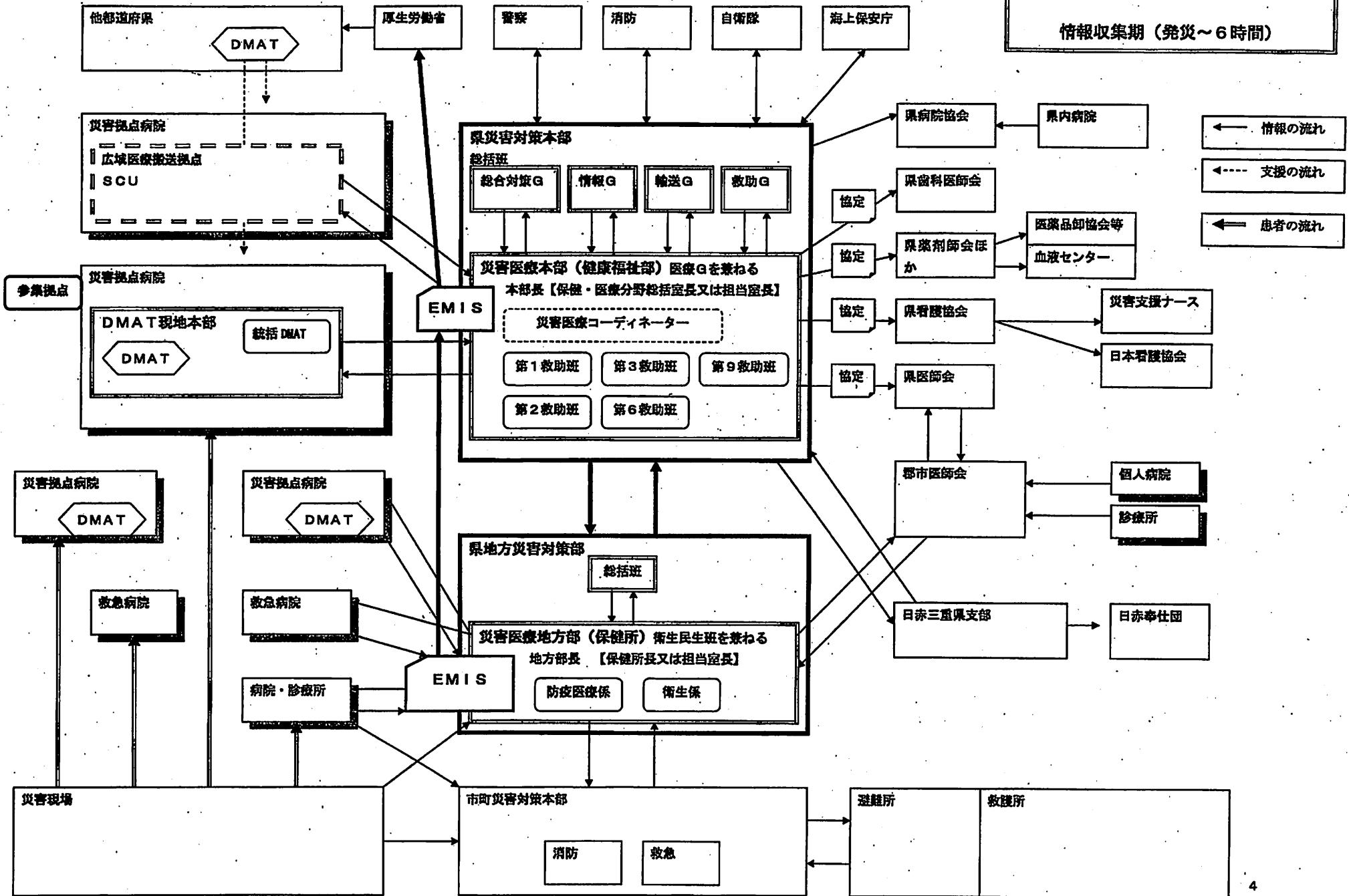
1. 本マニュアルは、「三重県地域防災計画」、「三重県災害対策本部活動マニュアル」、「各地方災害対策部活動実施要領」、「三重県東海・東南海・南海地震対策活動計画」などにおける、医療・救護活動の内容を踏まえた災害医療対策にかかるマニュアルである。
2. 県の本庁（健康福祉部）と地域機関（保健福祉事務所）の業務内容の想定される手順について、発災直後から72時間（3日間）までを3期に分けてマニュアル化する。
3. 災害時の医薬品等の供給、保健師活動及びこころのケアなど、別に業務を所管する各所属が作成しているマニュアルについては、本マニュアルにおいては詳細な記載を省略するものとする。
4. 本マニュアルは実情に応じて見直しを継続するものとする。

## 職員行動方針

1. 情報は自ら速やかに収集し、整理、共有（発信）を行うこと。
2. 迅速な判断や行動を求められる場面では、情報の確定や上司の到着、指示を待つことなく、速やかに県職員として責任を持って判断し、すぐに行動すること。
3. 状況については、逐次的確に報告を行うこと。

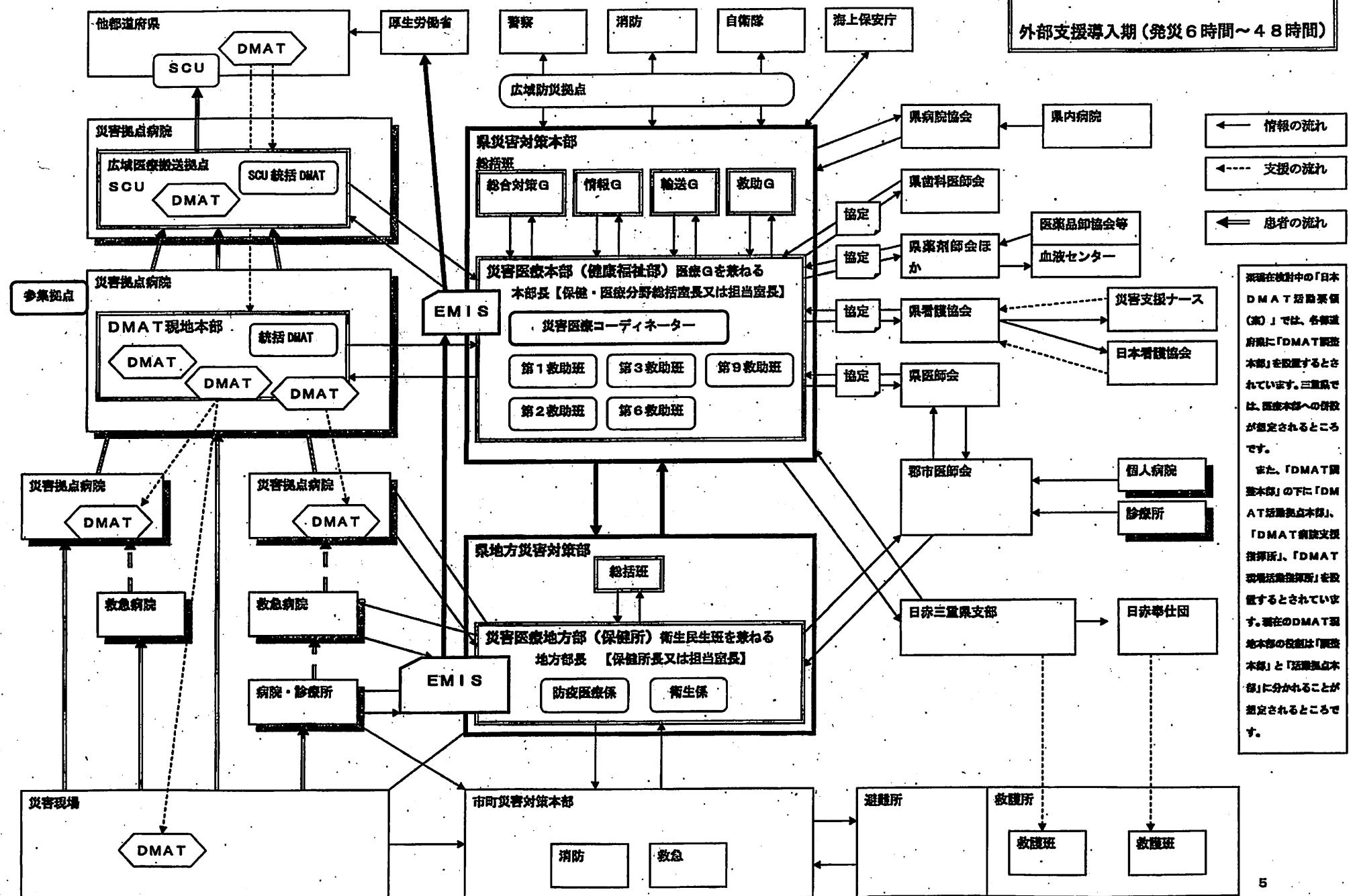
災害医療連携体制 第1期

情報収集期（発災～6時間）



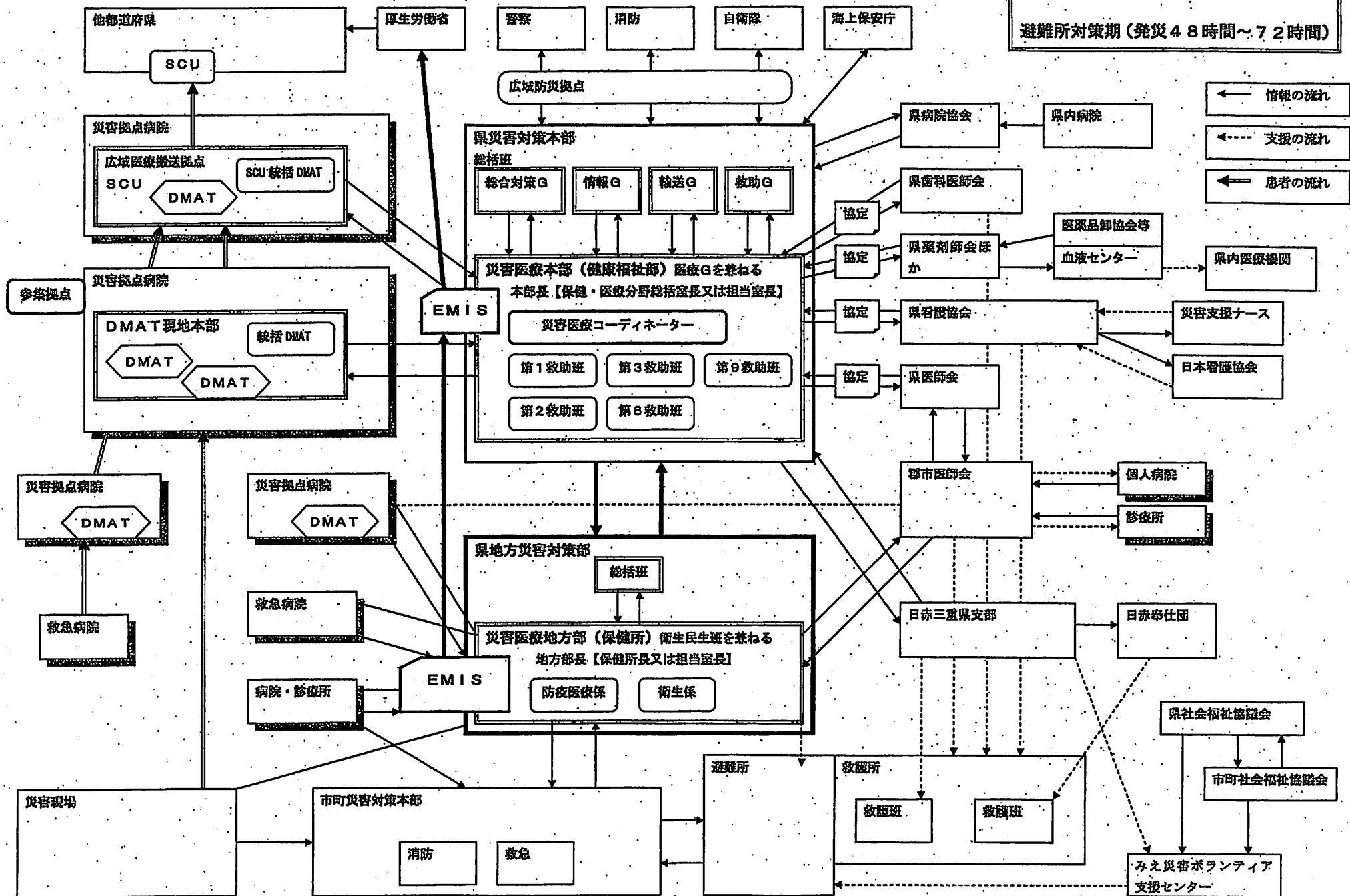
## 災害医療連携体制 第2期

外部支援導入期(発災6時間～48時間)



## 災害医療連携体制 第3期

避難所対策期(発災48時間～72時間)



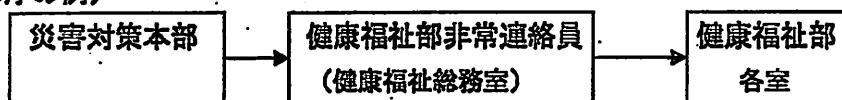
## 第1期 情報収集期（発災～6時間）

### 1 職員の配備

#### （1）緊急連絡方法

本庁は、健康福祉部災害時緊急連絡網、地域機関はそれぞれの緊急連絡網による。

##### （本庁の例）



#### （2）参集方法

非常体制（全職員参集）時においては、

●県職員はできる限り事前に指定された機関へ登庁

あらかじめ決められた災害対策活動に従事。

●交通の途絶などで、どうしても指定機関へ登庁できない場合

以下の順に従い、各自の参集場所へ登庁し、指示された災害対策活動に従事。

##### ① 第2参集場所

自己の業務に関係のある最寄りの県の機関

##### ② 第3参集場所

最寄りの県総合庁舎の総括班等

##### ③ 第4参集場所

その他の最寄りの県の機関（県立学校含む）

#### （3）体制及び役割

※詳細について、本庁は「健康福祉部（本庁）職員災害時初動体制表」、地域機関は地方災害対策部活動実施要領に基づく各所属のマニュアルによる。

\*自分の家族が被災したり、自分の住む地域の被害が甚大であった場合、県対策本部の組織的な災害対策活動より、地域での救援活動が優先されることがあります。この場合には、所属長に連絡をとったうえで、地域での救援活動に参加してください。

参集にあたっては、活動しやすい服装（防災服、作業服、トレーニングウェア、運動靴等）で身分証明書、食糧、飲料水、雨具、防寒衣、ラジオ、懐中電灯等を持参してください。

## 2 災害医療本部・地方部の設置

### (1) 三重県災害医療本部、災害医療地方部の設置目的

三重県災害医療本部（以下「医療本部」という。）及び三重県〇〇地域災害医療地方部（以下「医療地方部」という。）は、三重県地域防災計画に規定される災害対策本部事務局、地方災害対策部の総括班及び健康福祉部の役割のうち、災害初期における医療・救護の役割を明確に示し、連携して迅速に行うために設置するものとする。

なお、医療本部及び医療地方部は、原則として災害対策本部、地方災害対策本部内に設置する。

### (2) 医療本部、医療地方部の立ち上げ

医療本部及び医療地方部は、災害配備体制が非常体制となった場合に設置するものとする。

ただし、警戒体制や準備体制及びDMA待機時においても、人的被害が想定される場合は、健康福祉部長又は保健福祉事務所長（保健所長）が必要性を判断して設置できるものとする。

#### ●医療本部（健康福祉部）

事前に指定された職員（不在の場合等は最初に登庁した職員）は、保健・医療分野総括室長（又は医療政策監又は災害医療担当室長）を本部長とする医療本部を立ち上げる。

医療本部は、県災害対策本部（県庁講堂）内に設置し、災害対策本部事務局総括班医療グループ及び健康福祉部の医療・救護にかかる役割やメンバーを兼ねるものとする。

医療本部の要員は、必要に応じて健康福祉部内から確保する。

#### ●医療地方部（保健福祉事務所）

事前に指定された職員（不在の場合等は最初に登庁した職員）は、保健福祉事務所長（保健所長又は災害医療担当室長）を地方部長とする医療地方部を立ち上げる。

なお、四日市医療地方部は、三重郡3町を対象として、桑名保健福祉事務所が、四日市市災害対策本部及び四日市市保健所の協力を得て活動を行う。

医療地方部は、県地方災害対策部内に設置し、地方災害対策部衛生民生班の医療・救護にかかる役割やメンバーを兼ねるものとする。

医療地方部の要員は、必要に応じて保健福祉事務所内及び参集した職員から確保する。

### (3) 被害情報の収集・整理

#### ●医療本部

医療本部は、県災害対策本部事務局総括班情報グループ（以下「情報G」という。）や各保健福祉事務所、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被災情報及び今後災害医療に必要となる情報を積極的に収集し、整理する。

#### ●医療地方部

医療地方部は、県地方災害対策部総括班（以下「地方部総括班」という。）や市町

災害対策本部、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報及び今後災害医療に必要となる情報を積極的に収集し、整理する。

#### (4) 被害情報の共有

##### ●医療本部

整理した情報は、防災無線、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」）など使用できる情報手段を駆使して、医療地方部、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

##### ●医療地方部

整理した情報は、防災無線、EMISなど、使用できる情報手段を駆使して、医療本部に報告するとともに地方部総括班、市町災害対策本部、関係団体等とも共有する。

#### (5) 医療本部、医療地方部の廃止

医療本部及び医療地方部は、災害初期における医療・救護の必要性がなくなり、通常の医療・救護体制で対応できる状況になったと判断できる場合に廃止する。

ただし、災害対策本部及び地方災害対策部における健康福祉部の役割は、引き続き災害対策本部及び地方災害対策部廃止までそれぞれ継続するものとする。

### 3 医療施設等の被害状況・医療活動状況の収集・把握

#### (1) 災害拠点病院等の情報の収集・整理

##### ●医療本部

医療本部は、情報G、医療地方部から災害拠点病院等の医療機関に関する被害状況や医療活動状況の情報を収集して、整理する。

##### ●医療地方部

医療地方部は、管内の災害拠点病院及び救急輪番病院の医療機能の可否状況や施設の被害状況などの情報（以下「医療情報」とする。）について、現地確認、電話等により収集するとともに、EMISへ代行入力する。（医療機関側で入力が可能な場合は、必ずしも代行入力する必要はない。）

EMISが使用できない場合は、速やかに医療本部へ電話等で報告する。

また、管内の災害拠点病院及び救急輪番病院以外の病院の医療情報についても、各郡市医師会、市町災害対策本部等を通じて収集し、整理する。

##### <収集する医療情報の例>

- ・医療機能の可否
- ・施設・設備（建物、医療設備）の被害状況
- ・患者受入の可否（人数）
- ・要搬送患者の有無（人数）
- ・電気・水道・ガスなどのライフラインの状況

#### (2) 広域医療搬送拠点候補地の状況把握

##### ●医療本部

医療本部は、広域医療搬送拠点候補地の被災状況について、医療地方部を通じて状

況を把握する。

候補地の状況によっては、代替候補地の状況も把握する。

<広域医療搬送拠点候補地>

- ・国立大学法人三重大学運動競技場（津市江戸橋）

- ・宮川ラブリバー公園（伊勢市御園町）

（代替候補地）四日市市中央緑地公園（四日市市日永東）

サンアリーナ（伊勢市朝熊町）

●医療地方部

津および伊勢の医療地方部は、広域医療搬送拠点候補地の被災状況について、現地確認又は地方部総括班、市災害対策本部等を通じて把握し、速やかに医療本部へ報告する。

また、候補地の状況によっては、代替候補地の状況も把握する。

(3) 医薬品備蓄場所等の被害情報収集

●医療本部

医療本部は、医薬品等の備蓄場所・備蓄委託先の被災状況等について、情報を収集して整理する。

●医療地方部

医療地方部は、管内の医薬品等の備蓄場所・備蓄委託先の被災状況等について、現地確認又は関係団体等を通じて把握し、速やかに医療本部へ報告する。

※詳細は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務食品室作成）による。

(4) 医療関係情報の共有

●医療本部

整理した情報は、防災無線、EMISなど、使用できる情報手段を駆使して、情報Gや医療地方部と共有するとともに、災害拠点病院や関係団体とも共有する。

●医療地方部

整理した情報は、速やかに医療本部へ報告するとともに、地方部総括班、市町災害対策本部、関係団体等とも共有する。

#### 4 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入準備

(1) 三重DMATの状況の確認

●医療本部

医療本部は、EMISのDMAT管理情報を通じて、三重DMATの活動状況を把握する。

EMISが使用できない場合は、防災無線、電話等で災害拠点病院へ状況を確認する。

なお、三重DMATの派遣は、県内の被災状況を踏まえて依頼するものとし、三重DMATのチーム数が充足されるまでの当分の間は、基本的には所属する災害拠点病

院での活動を基本とする。

(2) DMA T現地本部の指定

●医療本部

医療本部は、統括DMA Tの資格者が複数名所属する災害拠点病院から、DMA T現地本部及び本部長（統括DMA T有資格者）を選定する。

DMA T現地本部は、県外からのDMA Tの参集拠点になるとともに、県内のDMA T資源の調整を行う。

なお、県内の被災状況によっては、被災地に近い統括DMA Tの資格者が所属する災害拠点病院から、DMA T現地本部及び本部長（統括DMA T有資格者）を選定する。

※現在検討中の「日本DMA T活動要領（案）」では、各都道府県に「DMA T調整本部」を設置するとされています。三重県では、医療本部への併設が想定されるところです。

また、「DMA T調整本部」の下に「DMA T活動拠点本部」、「DMA T病院支援指揮所」、「DMA T現場活動指揮所」を設置するとされています。現在のDMA T現地本部の役割は「調整本部」と「活動拠点本部」に分かれることが想定されるところです。

(3) 厚生労働省・他都道府県へのDMA T応援要請

●医療本部

医療本部は、県内の被災状況等を踏まえて、他都道府県のDMA T応援派遣が必要と判断する場合は、被災情報・負傷者分布状況、広域医療搬送拠点情報について明示し、厚生労働省に派遣要請の第一報を行う。

※DMA Tの派遣要請等の詳細については、「三重DMA T運営要綱」「三重DMA T運営計画」のとおりとする。

## 第2期：外部支援導入期（発災6時間～48時間）

### 1 災害医療コーディネーターの配置

(1) 災害医療本部への災害医療コーディネーターの招聘

●医療本部

医療本部は、必要に応じて、統括DMA Tの資格者が複数名所属する災害拠点病院に対し、災害医療コーディネーター（統括DMA T有資格者）の医療本部への派遣を依頼する。

災害医療コーディネーターは、下記の連絡調整等を行う。

<災害時の災害医療コーディネーターの役割>

- ・ DMA T現地本部、本部長との連絡調整
- ・ 三重DMA T、県外DMA Tや医師会等との連絡調整
- ・ その他災害時の医療に関する助言、調整

## 2 DMA Tの受入・活動調整

### (1) DMA Tの受入・活動調整

#### ●医療本部

医療本部は、医療地方部等からの情報を元に、災害医療コーディネーターやDMA T現地本部と連携して、県外からのDMA Tの受入・活動調整を行う。

県内DMA T資源の調整は、DMA T現地本部が中心となって行う。

#### ●医療地方部

医療地方部は、引き続き管内の災害拠点病院、市町災害対策本部、都市医師会等から医療情報や救護所設置状況など、医療支援に必要な情報を収集、整理し、継続して医療本部へ報告する。

## 3 域内患者搬送の調整

### (1) 搬送手段の調整

#### ●医療本部

医療本部は、県災害対策本部事務局総括班輸送グループ（以下「輸送G」という。）と連携して、災害拠点病院間等の域内における患者搬送手段の調整を行う。

なお、陸路での搬送が困難な場合は、県災害対策本部事務局総括班総合対策グループ（以下「総合対策G」という。）と連携して、防災ヘリや他機関のヘリコプターの調整を行う。

#### ●医療地方部

医療地方部は、地方災害対策部総括班と連携して、管内の医療機関等から災害拠点病院への患者搬送にかかる情報収集と手段の調整を行う。

なお、陸路による患者搬送が困難な場合は、医療本部に防災ヘリコプター等の派遣要請を行う。

※なお搬送手段の具体的な確保については、その主担当が防災計画上も不明確となっているため、今後調整が必要となる。

### (2) 患者受入医療機関の調整

#### ●医療本部

医療本部は、EMISなどをを利用して、各医療機関の患者受入情報を提供し、必要に応じて患者の搬送・受入の調整を行う。

#### ●医療地方部

医療地方部は、都市医師会等とも連携して、EMISなどで収集した情報を元に、管内の医療施設での患者の搬送・受入が可能な場合は、病院間の患者の搬送・受入の調整を行う。

## 4 域外患者搬送（広域医療搬送）の調整

### (1) 広域医療搬送拠点の設置検討

### ●医療本部

医療本部は、広域医療搬送活動の必要性について検討を行い、必要であると判断した場合は、医療地方部等からの情報を元に、広域医療搬送拠点を決定する。

広域医療搬送拠点決定後は、厚生労働省へ報告するとともに、広域医療搬送拠点となる災害拠点病院（三重大学又は山田赤十字病院）へその旨連絡する。

### (2) 広域医療搬送拠点への職員の派遣

#### ●医療本部

#### ●医療地方部（津、伊勢）

医療本部は、医療地方部と連携し、決定した広域医療搬送拠点の近傍地に設置する広域医療搬送拠点臨時医療施設（ステージング・ケア・ユニット：以下「SCU」という。）の設置予定場所へ職員を派遣する。

### (3) SCUの立ち上げ

#### ●医療本部

#### ●医療地方部（津、伊勢）

派遣された職員は、SCU設置予定場所の災害拠点病院（三重大学又は山田赤十字病院）及び同病院の統括DMATと連携して、SCUの立ち上げ、開設を行い、SCU本部を設置する。

| 広域医療搬送拠点  | SCU設置予定場所        | 所管県地方部     | 関係機関    |
|-----------|------------------|------------|---------|
| 三重大学運動競技場 | 三重大学講堂<br>(三翠会館) | 津地方災害対策本部  | 三重大学病院  |
| 宮川ラブリバー公園 | 山田赤十字病院          | 伊勢地方災害対策本部 | 山田赤十字病院 |

### (4) SCUでの活動

#### ●医療本部

医療本部は、設置されたSCU本部に、DMAT現地本部長及び災害医療コーディネーターと協議して、活動を統括する「SCU統括DMAT」を配置する。

SCUで活動するDMATは、県から広域医療搬送の要請を受けた県外のDMATが実施することを基本とする。

また、SCUへは災害拠点病院等でトリアージ受けた患者の搬送を原則とし、被災現場からの直接搬送は基本的に実施しない。

### (5) 搬送手段の調整

#### ●医療本部

医療本部は、各医療地方部からの傷病者の搬送要請に基づき、輸送G及び総合対策Gと連携し、各災害拠点病院からSCUへの患者の搬送手段（陸路、空路、海路）の調整を行う。

また、患者の状況によっては、各災害拠点病院から県外のSCUへの患者の搬送手段の調整を行う。

#### ●医療地方部

医療地方部は、地方災害対策部総括班と連携して、管内の医療機関等から域外の災害拠点病院等への患者搬送にかかる情報収集と手段の調整を行う。

陸路による患者搬送が困難な場合は、医療本部に防災ヘリコプター等の派遣要請を行う。

※なお搬送手段の具体的な確保については、その主担当が防災計画上も不明確となっているため、今後調整が必要となる。

#### (6) 患者受入医療機関の選定・調整

##### ●医療本部

医療本部は、各医療地方部からの傷病者の受入要請に基づき、EMISなどで収集した情報や災害医療コーディネーターの助言等を参考に、受入可能な災害拠点病院等の選定及び受入先病院との調整を行う。

また、県内での患者受入の調整が困難な場合は、厚生労働省又は他都道府県に患者の受入医療施設の協力要請を行う。

##### ●医療地方部

医療地方部は、管内医療機関から患者の域外搬送要請があった場合、速やかに患者搬送にかかる情報収集と手段の調整を行うとともに、医療本部へ連絡する。

### 5 医薬品等供給の準備

##### ●医療本部

社団法人三重県薬剤師会と協議して、「県集積所」を開設し、医薬品等備蓄所に、医薬品等を、「県集積所」に搬入するよう要請する。

また、被災地保健所（必要に応じて被災地を支援する保健所を含む。）に「地域供給所」の開設を指示する。

##### ●医療地方部

被災地保健所は、「地域供給所」を開設し、管内の医薬品備蓄所に、医薬品等を、「地域供給所」へ搬入するよう要請する。

※詳細は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務食品室作成）による。

### 第3期：避難所対策期（発災48時間～72時間）

#### 1 医療救護班等の派遣

##### (1) 協定締結団体への応援要請

##### ●医療本部

医療本部は、災害時の医療活動に関する協定を締結している（社）三重県医師会、（社）三重県歯科医師会、（社）三重県看護協会に対し、派遣可能な医療従事者の把握を依頼する。

把握した情報は医療地方部を通じて、災害拠点病院、市町災害対策本部等の関係団体へも通知する。

#### (2) 医療救護班の派遣調整

##### ●医療本部

医療本部は、災害医療コーディネーターと連携し、負傷者分布状況及び各医療機関の医療活動状況、医療地方部からの要請等などを踏まえ、協定団体等の協力を得ながら、医療救護班、医療従事者の調整・派遣（派遣元の選定・調整、派遣班数の決定など）を実施する。

##### ●医療地方部

医療地方部は、災害拠点病院、郡市医師会、市町災害対策本部等と連携し、管内の医療救護班の派遣調整を行い、要請や必要性に応じて、医療本部へ医療救護班派遣の要請を行う。

#### (3) 医療救護班の搬送・輸送調整

##### ●医療本部

医療救護班の移動手段については、各団体での確保を依頼することとするが、必要に応じて、総合対策G及び輸送Gと連携し、医療救護班派遣に係る搬送・輸送等の手段の調整を行う。

##### ●医療地方部

医療地方部は、地方災害対策部総括班と連携して、管内の医療救護班派遣、移動に係る搬送・輸送等の調整を行う。

## 2 医薬品等の確保・供給

#### (1) 医薬品等の確保・供給

##### ●医療本部

医療本部は、医療地方部からの要請があった場合、「県集積所」に、「地域供給所」への供給を要請する。「県集積所」の医薬品等の在庫が不足している場合は、協定団体等へ「県集積所」への医薬品等供給を要請する。

##### ●医療地方部

医療地方部は、救護班等から供給要請があれば、速やかに供給する。

「地域供給所」の医薬品等が不足している場合は、地方部内の協定団体への医薬品の等の供給を要請する。

#### (2) 他県等への応援要請

##### ●医療本部

医療本部は、県内での医薬品等の確保が困難な場合は、厚生労働省、他都道府県に「県集積所」への医薬品等の供給を要請する。

※詳細は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務食品室作成）による。

### 3 こころや体のケア対策

#### (1) 相談窓口の設置

##### ●医療地方部

医療地方部は、こころや体のケア対策のための相談窓口を設置するとともに、市町と連携して避難所など必要な箇所での相談を行う。

#### (2) 避難所への支援

##### ●医療本部

医療本部は、医療地方部の要請により、市町が設置する避難所、救護所におけるこころや体のケア対策への支援が必要と判断する場合は、県医師会、県看護協会等の協定締結団体の協力支援を得て、医師・看護師・保健師等の医療従事者の派遣を行う。

##### ●医療地方部

医療地方部は、災害拠点病院、都市医師会、市町災害対策本部等と連携して、市町が設置する避難所、救護所の状況を把握し、こころや体のケア対策が必要と判断する場合は、医療本部へ連絡するとともに、協定団体等の協力を得て、避難所等への支援を実施する。

※詳細は、「災害時保健師活動マニュアル」(健康づくり室作成)、「こころの健康危機管理マニュアル」(こころの健康センター作成)等による。

## 資料 関係機関連絡先

### (1) 医療関係団体

| 組織名        | 所在地             | 電話番号  | FAX番号        |
|------------|-----------------|---|--------------|
| 三重県医師会     | 津市桜橋 2-191-4    | 059-228-3822<br>(地上系無線) 8-45-876-***-11                 | 059-225-7801 |
| 三重県病院協会    | 津市羽所町 514       | 059-223-2744  | 059-223-2745 |
| 三重県歯科医師会   | 津市桜橋 2-120-2    | 059-227-6488  | 059-227-0510 |
| 三重県看護協会    | 津市観音寺町字東浦 457-3 | 059-225-1010  | 059-226-5200 |
| 日本赤十字社三重支部 | 津市栄町 1-891      | 059-227-4145<br>(衛星系無線) 8-7-101-991<br>(地上系無線) 8-20-991 | 059-227-6245 |
| 三重県薬剤師会    | 津市島崎町 312-1     | 059-228-5995  | 059-225-4728 |

### (2) 災害拠点病院

|                    |                   |   |              |
|--------------------|-------------------|---|--------------|
| 県立総合医療センター         | 四日市市大字日永 5450-132 | 059-345-2321<br>(衛星系無線) 8-7-864-13<br>(地上系無線) 8-45-864-***-13 | 059-347-3500 |
| J A厚生連<br>いなべ総合病院  | いなべ市北勢町阿下喜 771    | 0594-72-2000<br>(地上系無線) 8-45-878-***-13                       | 0594-72-4051 |
| 市立四日市病院            | 四日市市芝田 2-2-37     | 059-354-1111<br>(地上系無線) 8-45-877-***-11                       | 059-352-1565 |
| J A厚生連<br>鈴鹿中央総合病院 | 鈴鹿市安塚町山之花 1275-53 | 059-382-1311<br>(地上系無線) 8-45-872-***-11                       | 059-384-1033 |
| 三重大学<br>医学部附属病院    | 津市江戸橋2丁目174       | 059-232-1111<br>(衛星系無線) 8-7-868-11<br>(地上系無線) 8-45-868-***-11 | 059-232-7498 |
| 松阪市民病院             | 松阪市殿町 1550        | 0598-23-1515<br>(地上系無線) 8-45-875-***-12                       | 0598-21-8751 |
| 伊賀市立<br>上野総合市民病院   | 伊賀市四十九町 831       | 0595-24-1111<br>(地上系無線) 8-45-873-***-12                       | 0595-24-1565 |
| 山田赤十字病院            | 伊勢市御園町高向 810      | 0596-28-2171<br>(衛星系無線) 8-7-869-12<br>(地上系無線) 8-45-869-***-12 | 0596-28-2965 |
| 県立志摩病院             | 志摩市阿児町鵜方 1257     | 0599-43-0501<br>(衛星系無線) 8-7-866-11<br>(地上系無線) 8-45-866-***-11 | 0599-43-2507 |
| 尾鷲総合病院             | 尾鷲市上野町 5-25       | 0597-22-3111<br>(地上系無線) 8-45-871-***-11                       | 0597-23-3285 |

注)・災害拠点病院の内、県立総合医療センターについては「基幹災害拠点病院」に指定。

・表中の「地上系無線」及び「衛星系無線」の番号は、県本庁または県総合庁舎及び各保健福祉事務所等から発信する場合の「県防災・行政無線」の番号。

各災害拠点病院間で発信する場合は「45」は不要。(例: 尾鷲 8-871-\*\*\*-11)  
病院から県庁へは「8」の後ろに「\*」をつける。ただし、本庁は「20」は不要。

(例: 桑名 8-\*21-8-310 本庁 8-\*2238)

(3) 2次救急病院

|                    |                  |              |                 |
|--------------------|------------------|--------------|-----------------|
| 桑名市民病院             | 桑名市大字北別所 416-1   | 0594-22-7111 | 0594-24-1506    |
| 山本総合病院             | 桑名市寿町 3-11       | 0594-22-1211 | 0594-22-9498    |
| 青木記念病院             | 桑名市中央町 5-7       | 0594-22-1711 | 0594-22-1521    |
| ヨナハ総合病院            | 桑名市和泉 8-264-3    | 0594-23-2415 | 0594-25-8687    |
| 四日市社会保険病院          | 四日市市羽津山町 10-8    | 059-331-2000 | 059-331-0354    |
| J A厚生連菰野厚生病院       | 三重郡菰野町福村 75      | 059-393-1212 | 059-394-2679    |
| 鈴鹿回生総合病院           | 鈴鹿市国府町字保子里 112-1 | 059-375-1212 | 059-375-1717    |
| 亀山市立医療センター         | 亀山市亀田町 466-1     | 0595-83-0990 | 0595-83-0306    |
| 武内病院               | 津市北丸之内 82        | 059-226-1111 | 059-223-0272    |
| 永井病院               | 津市西丸之内 29-29     | 059-228-5181 | 059-223-3222    |
| 遠山病院               | 津市南新町 17-22      | 059-227-6171 | 059-225-3967    |
| 吉田クリニック            | 津市栗真中山町 79-5     | 059-232-3001 | 059-231-3011    |
| 岩崎病院               | 津市一身田町 333       | 059-232-2216 | 059-232-7654    |
| 大門病院               | 津市大門 2-1         | 059-226-5525 | 059-227-1233    |
| 津生協病院              | 津市船頭町 1721       | 059-225-2848 | 059-225-2292    |
| 国立病院機構             | 津市久居明神町 2158-5   | 059-259-1211 | 059-256-2651    |
| 三重中央医療センター         |                  |              |                 |
| 榎原温泉病院             | 津市榎原町字石の戸 1033-4 | 059-252-1111 | 059-252-0522    |
| 藤田保健衛生大学           | 津市大鳥町 424-1      | 059-252-1555 | 059-252-1383    |
| 七栗サントリウム           |                  |              |                 |
| 小瀬病院               | 津市一志町高野 254-1    | 059-293-5111 | 059-293-5112    |
| 国立病院機構三重病院         | 津市大里蓮田町 357      | 059-232-2531 | 059-232-5994    |
| J A厚生連<br>松阪中央総合病院 | 松阪市川井町字小望 102    | 0598-51-5252 | 0598-21-9555    |
| 済生会松阪総合病院          | 松阪市朝日町一区 15-6    | 0598-51-2626 | 0598-51-6557    |
| 市立伊勢総合病院           | 伊勢市楠部町 3038      | 0596-23-5111 | 0596-27-2315    |
| 岡波総合病院             | 伊賀市上野桑町 1734     | 0595-21-3135 | 0595-21-5237    |
| 名張市立病院             | 名張市百合が丘西一番町 178  | 0595-61-1100 | 0595-64-7999    |
| 紀南病院               | 南牟婁郡御浜町阿田和 4750  | 05979-2-1333 | 05979-2-3357    |
|                    |                  | (地上系無線)      | 8-45-874-***-11 |

(4) 消防本部

| 機 関 名        | 住 所              | 電話番号等        | FAX番号        |
|--------------|------------------|--------------|--------------|
| 津市消防本部       | 津市久居明神町 2276     | 059-254-0351 | 059-256-7755 |
| 四日市市消防本部     | 四日市市西新地 14-4     | 059-356-2002 | 059-356-2016 |
| 伊勢市消防本部      | 伊勢市神田久志本町 1436-1 | 0596-25-1261 | 0596-26-2880 |
| 桑名市消防本部      | 桑名市大字江場 7        | 0594-24-5273 | 0594-24-5287 |
| 鈴鹿市消防本部      | 鈴鹿市飯野寺家町 217-1   | 059-382-0500 | 059-383-1447 |
| 亀山市消防本部      | 亀山市野村 4-1-23     | 05958-2-0244 | 05958-3-2200 |
| 鳥羽市消防本部      | 鳥羽市船津町 281       | 0599-25-2821 | 0599-26-5024 |
| 熊野市消防本部      | 熊野市有馬町 1365 番地 1 | 0597-89-0119 | 0597-89-4424 |
| 菰野町消防本部      | 三重郡菰野町大字潤田 4418  | 0593-94-3211 | 0593-94-5766 |
| 三重紀北消防組合消防本部 | 尾鷲市中川 28-43      | 0597-22-2021 | 0597-22-6392 |
| 伊賀市消防本部      | 伊賀市上野平野山之下 380-5 | 0595-24-9100 | 0595-24-9111 |
| 名張市消防本部      | 名張市栄町 2873-1     | 0595-63-0999 | 0595-64-4760 |

|                |               |              |              |
|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 松阪地区広域消防組合消防本部 | 松阪市川井町 1001-1 | 0598-25-1411 | 0598-21-3080 |
| 志摩広域消防組合消防本部   | 志摩市阿児町鶴方 3080 | 0599-43-1418 | 0599-43-0499 |
| 紀勢地区広域消防組合消防本部 | 多気郡大台町佐原 754  | 0598-82-3611 | 0598-82-2767 |

(5) 国の機関

| 機 関 名                        | 電話番号                         | FAX 番号       | 備 考                              |
|------------------------------|------------------------------|--------------|----------------------------------|
| 厚生労働省医政局指導課<br>(災害医療対策専門官)   | 03-3595-2194                 | 03-3595-8562 | 医療救護班・D M A T の派遣要請及び広域医療搬送等について |
| 厚生労働省社会・援護局総務課<br>災害救助・救援対策室 | 03-3595-2614<br>03-3503-3780 | 03-3595-2303 | 災害救助法の適用・災害弔慰金・災害援護資金貸付等について     |

(6) 保健所(医療地方部)、健康福祉部(医療本部)、災害対策本部

| 組 織 名                  | 所 在 地         | 電話番号                                | F A X 番号     |
|------------------------|---------------|-------------------------------------|--------------|
| 桑名保健福祉事務所<br>(桑名医療地方部) | 桑名市中央町 5-71   | 0594-24-3621<br>(地上系無線) 8-21-8-311  | 0594-24-3692 |
| 四日市市保健所                | 四日市市諏訪町 2-2   | 059-354-8281                        | 059-353-6385 |
| 北勢福祉事務所<br>(四日市医療地方部)  | 四日市市新正 4-21-5 | 059-352-0586<br>(地上系無線) 8-22-8-720  | 059-352-0598 |
| 鈴鹿保健福祉事務所<br>(鈴鹿医療地方部) | 鈴鹿市西条 5-117   | 059-382-8671<br>(地上系無線) 8-40-8-2400 | 059-382-7958 |
| 津保健福祉事務所<br>(津医療地方部)   | 津市桜橋 3-446-34 | 059-223-5290<br>(地上系無線) 8-23-8-5290 | 059-223-5119 |
| 松阪保健福祉事務所<br>(松阪医療地方部) | 松阪市高町 138     | 0598-50-0527<br>(地上系無線) 8-25-8-223  | 0598-50-0621 |
| 伊勢保健福祉事務所<br>(伊勢医療地方部) | 伊勢市勢田町 622    | 0596-27-5135<br>(地上系無線) 8-26-8-5135 | 0596-27-5790 |
| 伊賀保健福祉事務所<br>(伊賀医療地方部) | 伊賀市四十九町 2802  | 0595-24-8070<br>(地上系無線) 8-29-8-7070 | 0595-24-8085 |
| 尾鷲保健福祉事務所<br>(尾鷲医療地方部) | 尾鷲市坂場西町 1-1   | 0597-23-3446<br>(地上系無線) 8-27-8-3446 | 0597-23-3449 |
| 熊野保健福祉事務所<br>(熊野医療地方部) | 熊野市井戸町 383    | 0597-85-2158<br>(地上系無線) 8-28-8-6515 | 0597-85-3914 |
| 健康福祉部健康福祉総務室<br>(医療本部) | 津市広明町 13      | 059-224-2238<br>(地上系無線) 8-20-8-2238 | 059-224-2275 |
| 県災害対策本部                | 津市広明町 13      | 059-224-2244<br>(地上系無線) 8-20-8-2244 | 059-224-2245 |

注)・衛星系無線は地上系無線番号の「8」の後に「71」をつける。

(例: 桑名 8-71-21-8-310)

**三重県災害医療対応マニュアル**

**平成22年4月発行  
三重県健康福祉部健康福祉総務室**

**〒514-8570 津市広明町13番地  
電話 059 - 224 - 2238  
FAX 059 - 224 - 2275  
Email kenfuku@pref.mie.jp**